

# 高松市・香川町合併協議会

## 第6回会議



### 参考資料

#### 目 次

##### 合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

1	慣行の取扱い（協定項目第12号）について	1
2	事務組織及び機構の取扱い（協定項目第13号）について	2
3	条例・規則等の取扱い（協定項目第14号）について	3
4	特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第15号）について	4

慣行の取扱い(協定項目第12号)について

現		況	
高松市		香川町	
1 市章		1 町章	
2 都市宣言	世界連邦都市宣言、交通安全都市宣言、環境美化都市宣言、非核平和都市宣言、人権尊重都市宣言、男女共同参画都市宣言	2 都市宣言	交通安全宣言、非核香川町宣言、人権尊重の町宣言
3 市民憲章	高松市民のねがい	3 町民憲章	なし
4 市の木	黒松	4 町の木	樟の木
5 市の花	つつじ	5 町の花	つつじ
上記は慣行の例示である。		上記は慣行の例示である。	
先進地域の事例			
平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、			
何らかの特例措置を設けている市 6市 / 特例を設けていない市 2市 / 合併協定書に記載のない市 2市			
新潟市			
1 市民憲章は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町民憲章については、黒埼地区の憲章として継承していく。			
2 市民歌は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町の町民歌については、黒埼地区の愛唱歌として伝承していく。			
3 市の木、市の花は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町の木については、黒埼地区の推奨の木として伝承していく。			
4 消防出初式は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼地区の出初式も別に実施する。			
5 成人式は、新潟市の制度に統一する。			
新居浜市			
1 市章 新居浜市の市章を用いるものとする。			
2 名誉市民制度等 名誉市民制度及び表彰制度は、新居浜市の制度に統一する。			
3 市民憲章等 新居浜市の市民憲章等を用いるものとする。			
4 市の歌 新居浜市の歌を用いるものとする。			
5 市花・市樹 新居浜市の市花・市樹を用いるものとする。			

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

事務組織及び機構の取扱い（協定項目第13号）について

現 況			
高 松 市		香 川 町	
1 部局等の数	部局 14（部長級職員を配置している外局を含む。） 課 85（課内室10を除く。）	1 部局等の数	部局 0 課 14（課内室2を除く。）
2 支所・出張所の数	支所 1、出張所 21	2 支所・出張所の数	支所 0、出張所 0
先進地域の事例			
平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、旧町村役場を支所として存続させている市		10市	
<p>新潟市 黒埼町役場は、地区事務所とする。 ただし、 当分の間、地方自治法上の支所とする。 支所の組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。 住民生活に直接影響を与えない管理部門は早期に統合する。</p> <p>福山市 執行機関の組織については、住民サービスの低下を来さないよう適切に措置するものとする。 内海町の区域を所管区域とする支所を設置するものとする。（内海町の）内浦支所のあり方については、今後、事務レベルで協議する。</p> <p>廿日市市 1 合併後の組織機構は、次の方針により整備する。 ・住民サービスの低下を招かない組織機構 ・地域の課題へ迅速かつ的確に対応できる組織機構 ・市民が利用しやすく、わかりやすい組織機構 ・簡素で効率的な組織機構 ・指揮命令系統が明確な組織機構 ・新たな行政需用（課題）に対応できる組織機構 ・地方分権へ柔軟に対応できる組織機構 ・合併建設計画を円滑に推進できる組織機構 2 現在の佐伯町役場及び吉和村役場は、支所とする。その組織は、合併後の事務を円滑に執行するため、現行の組織を基本とし、管理部門等の統合など、段階的な再編、見直しを行う。 3 本庁で一括処理することが適している事務は、本庁で処理するものとし、必要な体制の整備を図る。</p> <p>新居浜市 現在の別子山村役場は、当面、支所として存続させるものとする。支所の組織については、住民サービスに急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを行うものとする。</p>			

条例・規則等の取扱い（協定項目第14号）について

現		況	
高松市		香川町	
1 条例	233本	1 条例	137本
2 規則	282本	2 規則	133本
3 規程等	165本	3 規程等	164本
(平成16年4月1日現在)		(平成16年4月1日現在)	
先進地域の事例			
<p>福山市 福山市の条例及び規則を適用するものとする。 ただし、各種協議事項等の調整方針と関係する条例及び規則については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。</p> <p>新居浜市 新居浜市の条例、規則等を適用する。 ただし、別子山村にのみ定めのある条例、規則等のうち、新居浜市に引き継ぐものについては、現行の例による。 各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。</p>			

特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第15号）について

現		況	
高松市		香川町	
1 市長	1人	1 町長	1人
2 助役	2人	2 助役	1人
3 収入役	1人	3 収入役	1人
4 教育長（教育委員会委員）	1人	4 教育長（教育委員会委員）	1人
<p>特別職の職員については、上記のほか、議会の議決・同意によって就任する者等が含まれるとされているが、その範囲については、地域によって取扱いが異なる。</p>		<p>特別職の職員については、上記のほか、議会の議決・同意によって就任する者等が含まれるとされているが、その範囲については、地域によって取扱いが異なる。</p>	
先進地域の事例			
<p>新潟市 黒埼町の特別職（三役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。</p> <p>潮来市 牛堀町の常勤の特別職の職員（三役及び教育長）の取扱いについては、両町の長が別に協議して定めるものとする。</p>			